

諮問実施機関：熊本県知事

諮問日：令和7年（2025年）7月23日（諮問第36号）

答申日：令和8年（2026年）8月7日（答申個第31号）

事案名：県への提案に関する保有個人情報に訂正しない決定に関する件

答 申

第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、県への提案の回答作成に関する資料に記載された審査請求人に係る保有個人情報の訂正請求につき、令和6年（2024年）12月5日に行った不訂正決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 諮問等に至る経過

- 1 令和6年（2024年）11月5日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第90条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、別途保有個人情報開示請求により開示を受けた行政文書のうち、実施機関から審査請求人宛てに作成された回答文書及びメール内に記載されている「県への提案」という文言を「知事への直行便」に訂正することを求める訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- 2 令和6年（2024年）12月5日、実施機関は、訂正請求箇所について、「特定の個人を識別することができる個人情報に関するものではなく、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内の内容ではない」として、その全部を訂正しないという本件処分を行った。
- 3 令和7年（2025年）3月3日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して本件処分を不服とする審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和7年（2025年）7月23日、実施機関は、本件審査請求に対する裁決を行うに当たり、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

訂正請求書どおりの裁決を求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人の本件審査請求の理由は、審査請求書等によると、おおむね次のとおりである。

審査請求人の送付物は「県への提案」ではなく「知事への直行便」であり、審査請求人の行為として事実ではないことが記載されている。なお、訂正請求の対象は実施機関から審査請求人宛てに作成された「知事への直行便」に関する文書及び回答文書を送付するメールであり、実施機関の内部文書は対象としていない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書及び説明聴取によると、おおむね次のとおりである。

1 弁明書の要旨

審査請求人は、「知事への直行便」として県に送付したのに対し、県からの回答中、審査請求人が送付したものが「県への提案」との記載は事実と異なっているため、訂正を求めると主張した。このことに対し、法第2条第1項及び第60条第1項に規定する特定の個人を識別することができる個人情報に関するものではないこと、また法第92条に規定する保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内の内容ではないことから訂正しない旨の決定をしたものである。

2 審議会における説明聴取の要旨

(1) 制度内容について

「知事への直行便」は、平成3年（1991年）から継続して実施してきた県の広聴事業であり、県民から県政に対する提案や意見をいただき、施策の参考とするとともに、県の考え方を回答する制度として運用してきた。令和6年（2024年）4月に木村知事が就任したことに伴い、この制度を見直し、新たに「県への提案」制度を開始した。両制度とも取扱い対象及び提出方法、回答期限は基本的に同じである。

また、制度改正後に「知事への直行便」として提出された場合は、「県への提案」として取り扱うように実施機関として意思決定している。なお、制度改正後、概ね2か月間は、提案者への回答文に「県への提案」制度に基づき回答させていただくことを記載していた。さらに、制度改正の周知については、県ホームページに重要なお知らせとして掲載し、併せて市町村や郵便

局等に「知事への直行便」に係る便箋及び封筒の破棄を依頼し、「県への提案」に係る便箋及び封筒の設置依頼を行った。

(2) 訂正請求対象情報該当性について

「知事への直行便」及び「県への提案」という情報は、法第2条第1項に規定する、氏名、生年月日等により特定の個人を識別することができる個人情報に該当しない。また、法第60条第1項は、保有個人情報について規定しているが、条文内の個人情報とは、法第2条第1項の個人情報をいうものであるから、「知事への直行便」及び「県への提案」という情報は個人情報に該当しない。

なお、保有個人情報に該当する場合であっても、法第90条の訂正請求対象情報である「事実」は、「氏名、住所、年齢、生年月日、家族構成等の客観的な正誤の判定になじむ事項」のことである（熊本県の機関等による個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準）。本件訂正請求は、制度改正後に提出された「知事への直行便」の取扱いについて訂正を求めるものであるが、実施機関としては「県への提案」と判断して回答したものであるため、訂正請求対象となる「事実」に該当しない。

さらに、個人情報の取扱い目的については、県民からの意見や提案等について、担当課からの回答文の作成・送付のために保管しているものであって、回答文を作成・送付した時点で利用目的は達成しているため、法第92条の訂正をしなければならない場合にも該当しない。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件処分の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件訂正請求について

実施機関は、「知事への直行便」及び「県への提案」という情報が法第60条第1項に規定する個人情報ではないこと、個人情報に該当する場合でも、法第90条の訂正請求対象である「事実」には該当しないこと、また、法第92条に規定する訂正をしなければならない場合にも該当しないことから、訂正は不要と主張している。このことを踏まえ、個人情報該当性及び訂正請求妥当性の観点から処分の妥当性を検討する。

2 個人情報該当性について

保有個人情報の訂正については、法第90条に訂正請求権が規定されている。同条第1項の規定によると、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと料するとき、当該保有個人情報の訂正を請求することができるとされており、また保有個人情報とは「開示請求に基づき開示を受けた保有個人情報」であ

るとされている。法第90条第1項に基づき開示された情報の全てが保有個人情報に該当するかについては議論の余地があるところだが、審議会の過去の答申も踏まえると、「知事への直行便」及び「県への提案」については、法第90条第1項に基づき開示された情報として保有個人情報に当たると判断して検討することが妥当である。その上で、当該情報の訂正の要否について検討する。

3 訂正請求に係る根拠規定（法第90条第1項）

法における訂正請求権制度のねらいは、保有個人情報の内容の正確性を向上させることにより、誤った個人情報の利用に基づき誤った評価・判断等が行われることを防止しようとするものであり、訂正請求の対象は客観的な正誤の判定になじむ「事実」に限られ、「評価・判断」の内容については、訂正請求の対象外である（熊本県の機関等による個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準）。

4 本件処分の妥当性について

審査請求人は、「知事への直行便」として提出したものが、「県への提案」として回答されているのは審査請求人の行為と異なるため、訂正すべきと主張する。

この点について、実施機関の説明によれば、審査請求人から「知事への直行便」の様式を用いて提出されたものであるが、制度改正後に提出されたため、「県への提案」として取り扱うと意思決定しているとのことだった。

審議会において対象文書を確認したところ、審査請求人が「知事への直行便」として提出した文書に対し、実施機関が「県への提案」として受付け、回答を作成していることが確認された。

審査請求人が提出した「知事への直行便」4件については、いずれも制度改正から2か月から3か月経過後に提出されたものであり、実施機関によって制度改正の周知も行われているという説明を踏まえると、「県への提案」として取り扱う判断をしたという実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

また、本件訂正請求は、審査請求人の行為と異なるため誤りを正すという趣旨と解されるところ、「県への提案」という名称は、訂正請求の対象である氏名、住所、年齢、生年月日等の客観的な正誤の判定になじむ事項である「事実」には該当しないため、訂正されるべきものには当たらない。

なお、実施機関は法第92条についても主張しているが、以上を踏まえると同条については判断するまでもない。

以上のことから、本件訂正請求について、法第90条第1項に規定する訂正請求の対象に該当しないことから、本件処分において不訂正とした実施機関の決定は、妥当である。

5 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和7年（2025年） 7月23日	・ 諮問（第36号）
令和8年（2026年） 5月15日	・ 審議
令和8年（2026年） 6月11日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和8年（2026年） 7月 9日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会第1部会

部会長 大日方 信春

委 員 伊豆野 和代

委 員 竹本 正盛